

支援費制度の概要について

1 支援費制度の全体像

① 支援費制度の目指すもの

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。

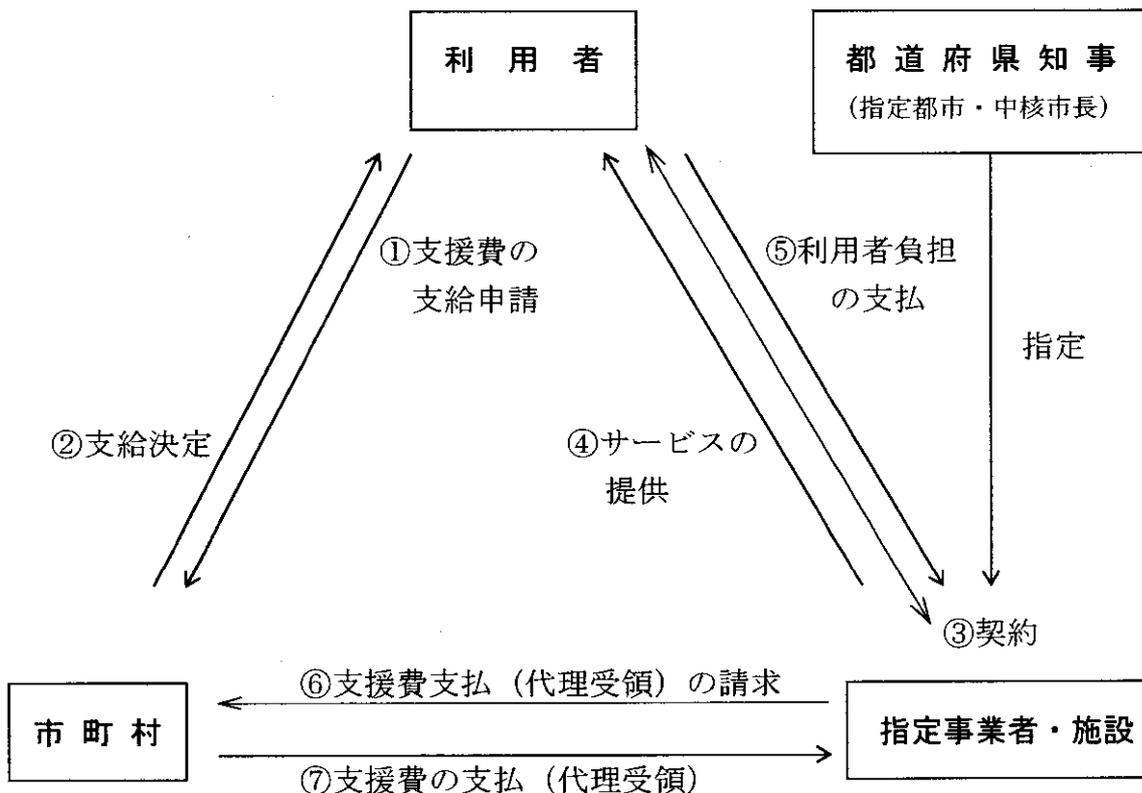
この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとなった。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

これにより、事業者は、行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

② 基本的な仕組み

- ア 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスの選択のための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- イ 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して支援費の支給決定を行う。
- ウ 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、障害者福祉サービスを利用する。
- エ 障害者福祉サービスを利用したときは、
- ・ 本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、障害者福祉サービスの利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、障害者福祉サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。）。



※ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

③ 対象となる障害者福祉サービス

		身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
支援費制度の対象サービス	施設訓練等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) ・知的障害者通勤寮 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する福祉施設 	
	居宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・身体障害者デイサービス事業 ・身体障害者短期入所事業 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・知的障害者デイサービス事業 ・知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・児童デイサービス事業 ・児童短期入所事業 (ショートステイ)